

(平成28年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 1 号

習志野市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成28年3月24日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者 習志野市議会

議会運営委員長 帯包文雄

習志野市議会委員会条例の一部を改正する条例

習志野市議会委員会条例（昭和57年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号ア中「企画政策部」を「政策経営部」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、オをエとし、カをオとし、キをカとし、クをキとし、同項第2号中「建設常任委員会」を「都市環境常任委員会」に改め、同号ア中「都市整備部」を「都市環境部」に改め、同項第3号中「環境経済常任委員会」を「協働経済常任委員会」に改め、同号中アを削り、同号イ中「市民経済部」を「協働経済部」に改め、同号中イをアとし、ウをイとし、エをウとし、同項第4号イ中「保健福祉部」を「健康福祉部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に次の各号に掲げる委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、改正後の習志野市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第8条第1項の規定により、それぞれ当該各号に掲げる委員に選任されたものとみなす。

（1）改正前の習志野市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条第2項第1号の総務常任委員会（以下「旧総務常任委員会」という。）の委員 新条例第2条第2項第1号の総務常任委員会（以下「新総務常任委員会」という。）の委員

（2）旧条例第2条第2項第2号の建設常任委員会（以下「建設常任委員会」という。）の委員 新条例第2条第2項第2号の都市環境常任委員会（以下「都市環境常任委員会」という。）の委員

（3）旧条例第2条第2項第3号の環境経済常任委員会（以下「環境経済常任委員会」という。）の委員 新条例第2条第2項第3号の協働経済常任委員会（以下「協働経済常任委員会」という。）の委員

（4）旧条例第2条第2項第4号の文教福祉常任委員会（以下「旧文教福祉常任委員会」という。）の委員 新条例第2条第2項第4号の文教福祉常任委員会（以下「新文教福祉常任委員会」という。）の委員

3 この条例の施行の際現に次の各号に掲げる職にあるものは、施行日に、新条例第9条第2項の規定により、それぞれ当該各号に掲げる職に互選されたものとみなす。

（1）旧総務常任委員会の委員長 新総務常任委員会の委員長

（2）旧総務常任委員会の副委員長 新総務常任委員会の副委員長

（3）建設常任委員会の委員長 都市環境常任委員会の委員長

- (4) 建設常任委員会の副委員長 都市環境常任委員会の副委員長
 - (5) 環境経済常任委員会の委員長 協働経済常任委員会の委員長
 - (6) 環境経済常任委員会の副委員長 協働経済常任委員会の副委員長
 - (7) 旧文教福祉常任委員会の委員長 新文教福祉常任委員会の委員長
 - (8) 旧文教福祉常任委員会の副委員長 新文教福祉常任委員会の副委員長
- 4 附則第2項の規定により選任されたものとみなされる委員の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第8条第1項の規定により選任された旧総務常任委員会、建設常任委員会、環境経済常任委員会又は旧文教福祉常任委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 5 附則第3項の規定により互選されたものとみなされる委員長又は副委員長の任期は、新条例第9条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第9条第2項の規定により互選された旧総務常任委員会、建設常任委員会、環境経済常任委員会又は旧文教福祉常任委員会の委員長又は副委員長としての任期の残任期間と同一の期間とする。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩

提案理由

習志野市行政組織条例の改正に伴い、常任委員会の名称等に関し、所要の改正を行うものである。

(平成28年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 2 号

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な
窓口などの設置を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出し
ます。

平成28年3月24日

習志野市議会議長

木 村 孝 浩 様

提出者 習志野市議会

文教福祉常任委員長 佐々木 秀 一

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受けたり、激しく揺さぶられることによって、あるいは身体への強打によって、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じる。この突然の動きによって、文字どおり脳は頭蓋内で跳ね回され、よじられ、脳細胞が引っ張られて損傷を受け、脳内に化学的な変化を生じる。脳しんとうを受傷しても通常、生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす場合もある。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、目まい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩であり、また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数カ月間発症しないこともある。（一般的な認識の「意識消失」は、脳しんとうの中で10%以下（ワールドラグビー脳震盪ガイドライン）でしか見られない。）

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数カ月かかることがあり、まれには、永続的な身体的、感情的、神経的、または知的な変更が発生する。さらに、脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなるし、死に至る場合（セカンドインパクト症候群）もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきである。

この病態は、SCAT（スポーツ脳震盪評価テスト）2やSCAT3において客観的な診断方法が確立されており、既に、国際オリンピック委員会を初め、国際サッカー連盟、国際アイスホッケー連盟、ワールドラグビー、FIFA医学評価研究センター等で採用され、Pocket SCAT2においては各種スポーツ団体で脳しんとうを疑うかどうかの指標として使用されている。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、さらには平成25年12月には、一般社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されているが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまい、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独を感じ、最悪鬱状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの二

者択一になっているのが現状である。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査がおくれがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査をないがしろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返し起こしてしまっているのが現状である。

よって、本市議会は国に対し、上記の現状を踏まえ、脳しんとう及び軽度外傷性脳損傷への対応について、下記の事項のとおり適切な措置を講じるよう強く求めるものである。

記

1 教育機関での周知徹底と対策。

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、Pocket SCAT2の携帯を義務づけること。

あわせて、むち打ち型損傷もしくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務づけ、経過観察を促すこと。

2 専門医による診断と適切な検査の実施。

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT検査、MRI検査だけではなく、神経学的検査の受診も義務づけるとともに、SCAT3（12歳以下の場合はChild SCAT3）を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置。

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4 園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止。

保育園・幼稚園及び学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し、迅速に事故調査及び開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、陳情趣旨に基づき、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 3 号

立憲主義を守るため、安保関連2法の廃止を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月24日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	谷岡隆
賛成者	習志野市議会議員	中央重則
〃	〃	木村孝
〃	〃	宮内一夫

立憲主義を守るため、安保関連2法の廃止を求める意見書

安倍政権は国民世論の反対を無視し、10本の法改定から成る「平和安全法制整備法」と新法である「国際平和支援法」（以下あわせて「安保関連2法」という。）を第189回通常国会で強行採決した。憲法違反の指摘など、さまざまな問題を抱えた2法を強行採決したことに強く抗議するものである。

この2法は、日本の安全保障法制や自衛隊の海外活動等に関連する法制を大きく改変するものであり、歴代政権の憲法解釈を180度転換し、自衛隊が日本から遠く離れた海外での戦争にも時の政権の恣意的な判断で参加できる危険な道を開いたものである。

安倍政権の集団的自衛権行使を認める「新3要件」は基準が曖昧で、自衛隊の海外での活動の歯どめにならない。「新3要件」は立憲主義に反した便宜的・意図的な解釈変更である。

南スーダンPKOに派遣されている自衛隊に「駆けつけ警護」の任務を追加するのは、武力紛争状態となっている地域への軍事介入となるおそれがあり、断じて容認できない。対IS軍事作戦への自衛隊の参加について「法律上は可能になる」との政府答弁も大問題である。

平成28年2月19日、民主党、維新の党、日本共産党、社会民主党、生活の党の野党5党が、「平和安全法制整備法廃止法案」と「国際平和支援法廃止法案」を共同で衆議院に提出した。提出後に開いた記者会見で、民主党の高木義明国会対策委員長は、「国民の8割の人がまだよく理解していない中で、与党が強行的手段をもって成立させたのが安全保障法制だ。我々としては、速やかにこの廃止法案の審議入りをさせ、国民的な議論を巻き起こしていきたい。廃止が実現できるよう5党が力を合わせ、国民世論を受けて頑張っていく」、「与党としてもしっかりと受けとめ、早く審議の段取りをとってほしい」と述べた。

立憲主義を破壊する安保関連2法は、強行採決されたからといって絶対に放置しておくことはできない。

よって、本市議会は政府に対し、安保関連2法を速やかに審議入りさせ、廃止するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 4 号

労働者派遣法の抜本改正を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月24日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	入沢俊行
賛成者	習志野市議会議員	中央重則
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	木村孝
〃	〃	荒原ちえみ
〃	〃	藤崎ちさこ

労働者派遣法の抜本改正を求める意見書

昨年９月、労働者派遣法が改定され、労働者派遣法の「臨時的・一時的業務に限る」、「常用雇用の代替とはしない」とする大原則が投げ捨てられ、派遣労働者を切れ目なく受け入れることが可能となった。

それまで労働者派遣法は、派遣労働を「常用雇用の代替にしてはならない」との大原則があり、「臨時的・一時的業務に限る」とし、原則１年最長３年を超えても必要な業務は直接雇用すべきとされてきた。しかし、平成１１年に原則自由化され、平成１５年には製造業にまで拡大。ＩＬＯが指摘するとおり「日本は世界最大の派遣市場を持つ国」となった。その結果、平成２０年のリーマン・ショックでは「派遣切り」が横行し、社会問題になった。規制緩和が使い捨て労働を拡大してきた。それにもかかわらず今回の法改定はさらなる規制緩和を進めるものである。人さえかえれば派遣を使い続けることができるようになり、さらに、別の部署に異動させれば永続的に同一の派遣労働者を使い続けることができるようにされてしまった。まさに派遣労働者を初め広く懸念された「生涯ハケン」、「正社員ゼロ社会」が現実になろうとしている。

現在でも、派遣労働者の置かれた状態は劣悪である。ある派遣労働者は「業績が悪いから」の一言で切られる。私にも日々の暮らし、家族があり、安定した生活を求めている」と述べている。派遣労働者の８６％が年収３００万円という低賃金の是正も、正社員との賃金格差解消もほど遠い。今、派遣労働者の雇用・待遇の改善に必要なのは派遣先での正社員化、直接雇用の義務化である。

よって、本市議会は政府に対し、労働者派遣法を抜本改正し「臨時的・一時的業務に限る」、「常用雇用の代替とはしない」とする大原則に立ち返り、非正規雇用から正規雇用への転換を進めることを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。

(平成28年習志野市議会第1回定例会)

発議案第 5 号

介護保険制度の改悪に反対する意見書について

上記の議案を別紙のとおり習志野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年3月24日

習志野市議会議長

木村孝浩様

提出者	習志野市議会議員	荒原ちえみ
賛成者	習志野市議会議員	央重則
〃	〃	木村孝
〃	〃	佐野正人
〃	〃	藤崎ちさこ
〃	〃	谷岡隆
〃	〃	宮内一夫
〃	〃	入沢俊行
〃	〃	立崎誠一

介護保険制度の改悪に反対する意見書

社会保障制度審議会の介護保険部会で介護保険制度見直しの議論が始まった。厚生労働省が200万人以上に上る要介護1、2の高齢者に対するサービス切り捨てなど制度大改悪を検討項目に挙げたことは極めて重大である。

厚労省は、要介護認定率や1人当たり介護費を減らすためのメニューを列挙し、年内（平成28年内）に結論を求めた。その内容は、要介護1、2の生活援助や福祉用具貸与、住宅改修の見直し、あるいは保険適用からの除外。原則1割の利用料負担割合や毎月の自己負担上限額の引き上げ。現役世代が負担する保険料増につながる「総報酬割」の導入などである。

要介護1、2の生活援助が原則自己負担となれば、1回250円程度（1割負担）の負担が2,500円程度に跳ね上がることになる。既に平成27年度の見直しで、要介護より軽い「要支援」向けの訪問・通所介護が介護保険の対象から外されており、今度は要介護の範囲までサービス利用を抑制しようとするものである。

同審議会介護保険部会において、「要介護1、2の人を切り捨てることはできない。家族介護が必要となり、介護離職ゼロも達成できなくなる」（日本医師会）、「給付削減は重度化を早め、介護財源を圧迫するだけだ」（認知症の人と家族の会）との意見が上がり、さらに「重度化を防いでいる軽度者の支援をやめるのは本末転倒だ」（全国市長会）、「制度が維持されても、理念が失われてしまう」（全国老人クラブ連合会）との批判が集中しているように、厚労省が打ち出した内容は、介護保険をさらに使えなくするものであり、その狙いは、費用の抑制にほかならない。

今回の介護保険制度の改悪方向を見れば、安倍首相が掲げる「介護離職ゼロ」が単なるかけ声に過ぎないと言われても仕方がない。

よって、本市議会は政府に対し、より重症化を招く介護保険制度の改悪を行わないよう強く要求するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

習志野市議会議長

木村孝浩

提案理由

本案は、内閣総理大臣、その他政府関係機関に対して、標記意見書を提出するものである。